

平成25年第3回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成25年3月22日
午後2時30分～午後4時43分
場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） すっかり桜も満開になってしまいまして、先週の火曜日には中学校のほうの卒業式も無事終了しましたということで、25年第3回の定例会でございますが、24年度としては、きょうが最後の定例会ということでございます。

それでは、ただいまから平成25年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。5番の木戸委員と1番の私、紅林でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、日程4 教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 3月の報告と4月の予定につきましては、お手元に御配布のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

教育再生実行会議は2月26日、安倍首相に「いじめ、体罰対策に関する提言」を提出いたしました。内容につきましては、すでに報道されておりますが、その要旨につきまして、改めてご報告させていただきたいと思っております。

まず、道徳の教科化が提言されました。

一つとして、いじめ問題の本質的な解決のため、道徳教育の抜本的充実を図る。

また、現在の道徳教育は、指導の内容や方法が学校や教員によって差があるため、道徳を新たな枠組みによって教科化し、教材を充実させ、効果的な指導方法を明確化する。

そして、道徳教育のリーダーシップを取れる教員を育成する。としております。

「教科」の法令上の定義はありませんが、一般的には、教科書、専門の教員免許、数値などによる成績評価があるものとされております。

下村文部科学大臣は、「他の教科のように試験をして評価するということはないし、念頭にない」と明言をしております。

文科省の幹部は、検定教科書の導入について、「早くても3年以上はかかるし、そもそも検定自体が不可能な内容なのではないか」と話しているとのことですが、大臣は記者会見で「国としてどこでも使える教材をつくるのが教科化だと思う」と語ったそうであります。

今後も動向を注視していきたいと思っております。

次に、いじめに関する提言について、社会総がかりでいじめに対峙していくため、基本的な理念やいじめの定義、大人の責務、相談体制、被害者支援、加害者指導などについて定めた法律を制定する。

そして、いじめに向き合う責任体制の構築では、学校はいじめ対策の方針を定め、養護教諭らによって迅速に対応できる相談体制を整備し、実態把握のための定期的な調査を必ず実施する。

また、国、教育委員会は、インターネット上のいじめに対応する情報通信技術の専門家たちなど、多様な人材による支援体制を構築する。

そして、いじめの被害者の保護、加害者の指導では、いじめを発見した教職員や保護者らは学校、教育委員会などに速やかに通報し、解決されない重大事案は第三者的な組織が解決を図る。

また、教育上必要な場合は、校長と教員は加害者への懲戒を行い、教育委員会は保護者に対し、加害者の出席停止措置などを実施する。としております。

次に、体罰禁止の徹底、部活動指導ガイドラインの策定として、教育現場での体罰禁止を徹底し、国・教育委員会は指導として認められる対応と体罰の区別を明示する。

特に部活動における体罰根絶を目指し、国は子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する。

以上が、2月26日に提出された提言の内容となっております。

教育再生実行会議では、今後、教育委員会制度改革の議論を始め、4月中にも提言を出す方針である。とのことであります。

私のほうからは以上ですが、教育委員会名義使用承認については6件となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ただいま教育長の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして質疑並びに御意見ございませんでしょうか。

○委員（石川隆俊） 今のお話で、この前は新聞ですか、この辺まではいいって一種のガイドラインみたいなのが新聞に出ていましたね。あれは国が出していませんか。例えば、大したことは言っていないんだけど、例えば「立ってろ」とかね、あるいは居残り掃除とか、いくつかこの辺まではいいって言うようなところが出ていましたですね。おおむね妥当と思ったんですけど、居残り宿題とかね。あんまり厳しくしたら先生も萎縮しちゃうでしょうからね、その辺もきっとあるんでしょうね。そんなことございませんかね。

○教育長（木戸義夫） ありましたね、線引きが一応されて、これは体罰ではありません、指導です、例えば今言ったような、教室で立ちなさいとか、それが長時間に及ぶと体罰になるでしょうけども、一定のガイドラインが示されましたね。これは文科省のほうからですけども。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。私もその新聞は見ましたけれども、確かにあんなほどなという感じはしましたけれども、その具合の判断がちょっと難しいところかなとは思いましたね。

あと体罰、いわゆるこう本当に物理的なものではなくても、言葉による人格を否定するようなそういったようなしかり方をするパターンもありますよね。そういうのは、どこに線があるのかなというのは非常に難しいなと。体罰ではなくてもやっぱり存在自体を否定してしゃべってしまうことで、自分なんかだめなんだというような、そういった傷つき方というのは、体罰に似たような傷を負わせることもあるかなって言うふうに、その新聞を見て感じたんですけども、そのあたりのことって言うのは、何か触れられてはいるんでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 本人が苦痛を感じるようなものというのはこれは好ましくないと
か。一概に線を引けるのか疑問なんですけれども、情報を集めていきたいと思
います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ぜひよろしく願いいたします。

○委員（石川隆俊） 児童・生徒のほうの受け取り方もあるんでしょうからね。それでま
た、それに対して対応してエスカレートすると、また難しいですね。

○委員長（紅林由紀子） ここがこういう問題の非常に難しいところですよ。受け取る
側がそれにどれだけ敏感かというそういう部分がありますよね。
ほかにはいかがでしょうか。

○委員（小林和子） それに関連して。感想なんですけど、いろいろ報道とか何か、殴る
先生のこととかあって、そういう体罰なんかに目が、世間一般の注目するよう
になって、それでガイドラインをつくるとかそういうことになってきたのはいいこ
とかなって思うんですね。日本の大体、そういうスポーツとか武道とかいうのに
関しては、今まではさっき委員長もおっしゃったように、人権のないようなそれ
を否定するようなしかり方とか、しごきという感じで暴力的なことがかなり行わ
れてきたと思うんですね。だからそういうことに関して、ここでやっぱりそうい
うことはいけないんだということで、人権を大事にするという観点から見直され
るのはいいことじゃないかなとは思いますが。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。先ほどの道徳の教科化ということもございました
けれども、そのあたりについては何か御意見なりございましたら。

非常に難しいところかなというふうに感じるんですけども。確かに、専門の
先生が専門の指導法でより効果的な指導の仕方をしていただけるのは本当にあり
がたいと思うんですけども、道徳授業公開講座とかお伺いしまして、道徳も
たくさんいろんな分野があるようなんですけども、その専門的なことは私に
はわからないんですけども、やっぱりそこで培って頭でわかったことと、本当
に日常生活、子供同士とかそういった中で問題とて、その頭でわかったこと
が本当に実行に移せるのかなというところが少し、やはり保護者としてもどうなの
かなと感じてしまうところがあります。実際にその起きた問題に対して、そこ
から持ってきた内容でやるのはちょっと道徳の授業とはちょっと違うというよう
なことも前に聞いたことがあるんですけども、そうかなというふうにも思うん
です。やっぱりその部分を、特に今あることで、すごくある意味いい勉強にな
る体験をしているさなかに、そのことについてやはり学んでほしいとか、言
ってみれば体験型の授業みたいなのは道徳ではあんまりないのかなとか、結
構よく読んで考えて、みんなで話し合ってみたいな授業が多いですね。だから、
それを例えば、演劇的なワークショップみたいな手法を取り入れたりして、実際
に自分がそれを体験してみるとか感じてみるということから学んでいくみたいな、

そういった方法というのはないんでしょうかとちょっと見ていて感じる時があるんです。そういうことについても含めて、これは研究されていくということなんでしょうか。

○委員（小林和子） あと、たまたま道徳授業ということで取り出して1時間授業はしますが、道徳教育というのは、その教科、その場の1時間だけで身につくものではなくて、やっぱり学校生活全般をとおして、いろいろ友達との関わりの中とか、それから教科の中でも折に触れてそういうことに係わってきたことなんかに触れて、ちょっとそういう話をしたりとかってということがあって、やっぱり全教科領域をとおして道徳教育というのはするものだなということです。ですから学校で現場なんか見ている、やっぱりたまたま道徳授業公開講座なんてありますから、1時間の道徳の授業は見るかも知れませんが、道徳としては、それだけではなくて、やっぱりむしろ学級活動とか朝の会とか帰りの会とかいろいろそういう中で、いろんな子供たちに発生した問題なんかを話し合ったりしている中で、道徳に係わるような指導をするということは多かったと思いますね。ずっと前ですけど道徳授業というのはなかったですからね。でもそれで道徳をやらなかったわけではなくて、むしろ頻繁にいろんなことで、何か問題が起こったときとかね、争いがあったときとかそういうときをとおして、子供たちとそういうことを話し合っていますから。たまたま道徳の授業ではそうかも知れないけれども、学校生活全般で道徳はして子供たちに身につけていくものだと思いますね。

○委員長（紅林由紀子） なるほど、確かにそうですね。授業の部分だけ取り出せば、そういう部分しか私なんかには目に入らないのかも知れないですね。

○委員（石川隆俊） 全く私もそう思うんですけど、やっぱり市民の生活でいい面も悪い面もこの世を生きていくために、逆に悪いものを見ることも道徳の教育だし、あらゆる人間の付き合いで厳しいものもあるし、その辺はやっぱりごく自然に道徳がついてくと思うんですね。

恐らく最近心配しているのは、DVDで、子供たちは架空の世界を見ているんですね。長い時間。あれはだんだん、生きている本当の人間の生々しい姿から少し遠ざかっちゃって、あれは危険な気がしますね。どうしても親が遅く帰ってきますから、それを一人で見ているわけでしょう。そうするとだんだんだんだん頭がおかしくなってくるという例もあるみたいですよ。ゲームキャラしか本当に好きになれないような人間ができちゃってね。あれは怖いと思うんですね。

○委員長（紅林由紀子） ゲームを長時間するとかね、土曜日とかでも長時間ずっとゲームをしている子供とかね。

○委員（石川隆俊） あの世界のほうを本当の世界と思っちゃう。

○委員長（紅林由紀子） そういうのも、はい。確かにいるようですので。そういう部分をね、バーチャルの世界の中でしかコミュニケーションをとれないとかね。

- 委員（石川隆俊） だから道德教育のDVDなんかいいかもしれない。
- 委員長（紅林由紀子） それはあると思うんですけど。
- 委員（石川隆俊） おもしろくて、しかもかつ、わかるようなものがあつたら。でもたいていの場合子供が好きなのはもっと別の世界。
- 委員長（紅林由紀子） そうですね。より刺激的な部分とかね、そういうのはあるかもしれないですね。
- 確かに、やはり今問題になっているそういったいじめというような部分ではとにかくやはり友達とのコミュニケーションの取り方とか友達づきあいの仕方みたいな部分が、やっぱり核になるのかなと感じるんです。そういった面で、小林委員がおっしゃったように、日々の生活の中にそれがあつるんだと思うんですけども、授業でよりそれをもっと効果的に納得させるというか感じて学びますよね。道德というのは。頭で学ぶんじゃなくて。感じて学ぶことができるような授業にさせていただけるようなあり方というのを研究していただければなど、教科化するならそこまでやっていただきたいなと思いますね。
- 委員（寺村豊通） 三つ子の魂百までって言いますが、やっぱり小学校入つての道德教育っていうのは6歳ですからね。ですから、やっぱりその前段階の3歳くらいまでにかかってくる親の愛情をいかに受けているかっていう、そうするともう家庭教育になつちゃうんですね。だから小学校から入つて学ぶ授業っていうのはやっぱりあくまでも授業であつて、体感、経験的に親との付き合い、兄弟との付き合い、そういった一番小さいユニットから、友達とか、いとこといろいろいるでしょうけども、そういったのが積み上がつてきて、やっぱり人間つていろんな形成がなされていくと思うんですけどね。
- だから道德教育を強化するって言つても、その前の段階をどうやって強化するのかというところも問題なんじゃないかなと感じていますけど。
- 委員（石川隆俊） おっしゃるとおりですよ。大体6歳までに、世界観ができあがつてきて、そこであとは多少修正されるけれども、その間に形成されるものは特に多いと思う。大体世の中も、海外でも言つているから多分そうでしょう。だから小学校以降やっぱり私はなんか、そういう面もあるけれども、ここはあくまでも一種の技術教育の、あるいはそういう面が多くて、まして中学、高校に行けばそうでしょうけれども、だから本当にできるならば、親がもっと子供と接してやる時間が長くて、祖父、祖母、そういうのがいればもっといいでしょうし。あるいは地元のおじさんおばさんもいればいいし。ちょっと最近そういうのが少ないですね。
- 委員長（紅林由紀子） そうですね、そういう意味では本当にそれが本当にそのとおりでと思うんですけども、そういう愛情を受けにくい環境というか、そういうご家庭も多分あるでしょうし。

○委員（寺村豊通） 大多数の家庭というのは普通に育ってきていると思うんですけど、やっぱりたまにちょっと外れてしまったような子も、中にはいると思うんですね。だからそういったところをどういうふうにするかというのも、親が一番はやっぱり、子供が生まれる環境の親をどういう自覚を持って育ててくれるかになってきちゃうと思うんですけども。

○委員長（紅林由紀子） そういう問題も含めて、そういう今まで愛情があまり比較的受けられなかったそういう子も含めて、やっぱりそれも学校の中での一員には違いないと思いますので、そういう子も含めて、やっぱり温かい学校をつくって、温かい学校をつくっていけば、それがやっぱりその先社会に出ての、温かさへの期待感みたいなものになっていくと思いますので、やっぱりそういうのをつくっていくための、一つの手だてになってもらえればなというふうに思いますね。

○委員（小林和子） 今そういうことを前提に、さっき委員長がおっしゃった、道徳授業をということ言えば、やはりそういうなかなか本当は家庭でそういう幼児のころに愛情を注いで、本当に健やかに育て、いろいろそういうところで家庭のしつけみたいなものをできてくれば一番いいわけでしょうけれど、なかなかそういう家庭環境にないとか、親もいろいろ忙しいとかいろんな状況もありますから、そういういろんなところの家庭環境で育った子供たちをやっぱり引き受けるのが公教育の学校教育の入ってからだと思うので、そういう中で、私、さっき学校のいろんな面では申し上げましたが、やはりそれを一番集約して勉強できるのはやっぱり道徳授業かなということ、そういう面でやっぱり、道徳の授業を学校の先生たちが1時間の授業を、どんな教材を取り上げたら子供たちに本当に心訴えることができるかとか、そのための効果的な展開の方法とかね、やっぱりそういう面で、もしいろんな体験をすることができれば一番いいですけど、状況で時間の制約がありますからそれだけでは行かない場合はあっても、やはり文章一つでも、すごく子供に訴えかけられる資料もありますからね。そういうようなことで学校の先生方に、もちろん先生方みんな研究していらっしゃると思いますけど、さらにもっともっと子供たちの道徳性を高めるための指導法をどうしたらいいかなというのを今後も研究していただきたいなとは思っています。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。ということで、ではまたこの先何かありましたら御報告をお願いいたします。

それではよろしいでしょうか。ではちょっと長くなってしまいましたけれども以上で、教育長の報告を終わります。

では、続きまして日程5 議事に移ります。

議案第7号 昭島市教育委員会表彰被表彰者について説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） それでは議案第7号、昭島市教育委員会表彰被表彰者について御提案を申し上げます。

この件につきましては、昭島市教育委員会表彰規定第8条に基づき、昭島市教育委員会表彰審査委員会を平成25年3月12日に開催し、慎重に審議した結果、

平成 24 年度昭島市教育委員会表彰の被表彰候補者を教育委員会に推薦するもので、本日、被表彰者を御決定いただきたいと存じます。

なお、表彰審査委員会につきましては、委員長に学校教育部長、副委員長に生涯学習部長をあて、委員には小中学校より各 2 名の学校長に、それと教育委員会事務局の課長で構成しております。

それでは、御説明申し上げます。

第 7 号の資料の最後に、昭島市教育委員会表彰基準がございます。これから御説明いたします被表彰候補者につきましては、そこに記載の表彰基準に該当した方々でございます。

それでは、各被表彰者の該当事由につきましては、推薦調書により御説明をさせていただきますと存じます。

まず、表彰基準規定第 2 条関係、児童・生徒等の表彰でございます。山際大貴さん、東小学校 4 年生でございます。第 49 回全日本書初め大展覽会、席書大会決勝に出場し、全国都道府県教育長協議会賞を受賞されました。後援が文部科学省ほかであり、表彰基準第 2 条関係第 3 号イの公的機関が後援する全国規模の大会等で入賞したものに該当するものでございます。

次に、ページをおめくりください。池田薫さん、昭和中学校 3 年生でございます。池田さんにおかれましては、活動内容に記載しておりますとおり、1 年生と 3 年生のときに、「人権作文コンテスト」で東京都奨励賞を受賞されております。また 2 年生のときには「社会を明るくする運動・作文コンテスト」で東京更生保護女性連盟会長賞を受賞されております。など、作文コンテストに顕著な成績を上げております。また、スポーツ活動においても、第 3 期東京都第 10 ブロック中学生軟式野球選抜チームに選ばれ、関東大会に出場され優勝しております。これらの活動は、昭島市の中学生の模範となり、士気を高めたこととなります。このことにより、表彰基準第 2 条関係第 4 を表彰するのが適当であると認めたものでございます。

続きまして、第 4 条関係の職員の表彰になります。

小谷野茂美さん、昭島市立清泉中学校校長でございます。小谷野校長におかれましては、昭島市公立学校の中学校長としての 3 年間、職員の育成、生徒の学力向上及び健全育成等を確実にやり、学校経営に尽力されました。また、38 年間の長きにわたり、義務教育の充実と発展のために多大な貢献をされました。このことにより、表彰基準第 4 条関係第 3 号を表彰するのが適当であると認めたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、昭島市教育委員会表彰式を 4 月 7 日、日曜日、午前 10 時より、市役所市長応接室で行いますので、委員の皆様には御出席を御願いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。議案第 7 号について事務局からの説明が終わりました。

本件に対しての質疑や御意見ご要望などございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） ないですか。素晴らしい成績を上げられたお子さん方と小谷野校長先生ということですのでよろしいですね。

それでは御異議ないようですので、お諮りさせていただきます。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい。御異議なしと認め、議案第7号は原案どおりに決しました。では、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号 昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について説明をお願いします。

○学務課長（浦野和利） 議案第8号 昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、提案理由並びに内容について御説明いたします。

本件は、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成25年3月31日で満了することから、新たに学校医等を委嘱する必要があるため「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用、職務に関する規則」、第2条第1項の規定に基づき委嘱するものでございます。

委嘱予定の学校医等は一覧表にお示ししたとおりでございますが、全員再任で、新たに学校医等になれる方はいらっしゃいません。

任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間でございます。

雑ばくな説明で恐縮でございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。議案第8号の説明が終わりました。

この件につきまして何か御質問や御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。全員再任ということですので。

では、お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第8号は原案どおりに決しました。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議案第9号 平成25年度昭島市立学校の休業日の承認について説明をお願いします。

○指導主事（松尾 了） 議案第9号 平成25年度昭島市立学校の休業日の承認について、御説明いたします。

昭島市立学校の管理運営に関する規則第4条第2項の規定に基づき、昭島市立学校全21校から平成25年度の休業日について別に定める旨の申し出がありましたので、承認をお願いするものでございます。

資料のほうですが、本日配布させていただきました。当日になり申しわけございませんでした。別添資料「平成25年度 昭島市立学校の休業日の承認申請の状

況」を御覧ください。

小・中学校学習指導要領、及び11月定例教育委員会にて議決を賜りました「昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針」、「昭島市立学校の教育課程編成基準」にのっとり、授業時数の確保、地域との連携による教育活動の充実及び、学級閉鎖・臨時休校等の不測の事態に備えたりすることを理由として、夏期休業日・冬期休業日等の短縮や開校記念日や土曜日等を授業日として授業日数の増加をしたい旨の申し出がありました。

これらの授業日数の増加を申し出ている学校におきましては、児童・生徒の過重な負担がないよう工夫をしております。

提案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
本件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。
- 委員（寺村豊通） 表のところの開校記念日の、この「週休日」というのはこれ何ですか。
- 指導主事（松尾 了） こちら「週休日」と書いてあるところは、つまり土曜日、日曜日が重なっているということでございます。「休業日」におきましてはこちらは通常の平日月曜日から金曜日が開校記念日にあたっているということで表記のほうを変えさせていただきました。
- 委員長（紅林由紀子） 休業日というのは。
- 指導主事（松尾 了） 月曜日から金曜日の平日のところ、学校が開校記念日のために授業を行わない日です。
- 委員長（紅林由紀子） 休業日というのは行わないということで、日にちが入っているところは授業をするということですか。
- 委員（寺村豊通） これ、日にち入っているのは授業をするんですか。
- 指導主事（松尾 了） はい。日にちが入っているところにつきましては授業を行う、開校記念日に授業を行う学校ということになっております。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ほかにはいかがでしょうか。
- 委員（小林和子） 夏期休業日等に授業を行うということについて、以前よりは、かなり市内の小中学校で統一がとれてきたというか、以前は本当にばらばらで、中学校が休みになっているのに小学校で授業があったりとか、最初のころありましたが、そういうことがなく、ほぼ多少はありますけどそんなに全体としてはそういうこともなくなってきた随分、改善されたというか、いいなというふうに思い

ました。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。そうですね。夏期休業日のスタートは、ほぼ一斉に夏期休業日に入るといような形でそろえていただいたようで、校長先生方に感謝申し上げたいと思いますのでお伝えください。

ほかにはいかがでしょうか。

大体、この週休日に授業を行うというのは学校公開だったり運動会だったりみたいな、そんな感じになるわけですね。

○指導主事（松尾 了） 多くの学校は週休日に授業を行う場合には、地域の公開ですとか地域と連携した行事等を考えている学校がほとんどでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかには。

○委員（石川隆俊） ここで授業日数は、授業の時間が極端に長いとか短いとかいう学校はないまま、生きているんですか。時数の問題、つまり、ある学校が少し長いとか短いとかそういうのは大体常識の範囲で収まっている。

○指導主事（松尾 了） 総時数につきましては、この後の教育課程のところでもまた御説明があるかとは思いますが、総時数についてはほとんどバランスが取れているようになっています。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第9号、本件は原案のとおりに決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第9号は原案どおりに決しました。よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、議案第10号 平成25年度昭島市立学校の教育課程の受理について説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 議案第10号 平成25年度昭島市立学校の教育課程の受理について、御説明いたします。

本案件は、昭島市立学校の管理運営に関する規則第13号に基づき、昭島市立小中学校全21校の校長から平成25年度の教育課程が提出されたので、これについて御承認いただき受理する必要があるため、本日提案したものでございます。

各校ともに、平成24年度の教育活動に対する成果と課題を踏まえ、学校が教育活動において取り組む計画としての教育課程の編成となっております。また、「平成25年度東京都教育委員会の重点施策」、「平成25年度の昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針」、「昭島市立学校教育課程編成基準」を踏まえ編成され

ております。

それでは、教育課程編成状況の概要について3点に絞って御説明申し上げます。

初めに、指導の重点についてでございますが、こちらは小・中共通して、主な3点を御説明申し上げます。

1点目は学校間の連携でございます。

平成25年度の教育課程でも、小学校では幼稚園・保育園との連携、中学校では高等学校との連携を掲げており、円滑な学校生活をスタートできるようにしております。特に、小学校、中学校の間では年間3回小中連携の日を設けて、教員の交流、児童・生徒間の交流に取り組みます。

2点目は、言語能力の向上でございます。

校内研究については継続して今までも取り組んでいきましたが、今年度の多くの学校で言語能力向上のために、言語活動の充実に取り組んでおります。国語の授業のみならず、ほかの教科・領域等で児童・生徒がお互いに発表するなど交流をする活動を充実してまいります。

3点目は特別支援教育でございます。

特別支援教育の充実については、個々の児童・生徒への支援が欠かせません。このため、各学校において個別の教育支援計画を立て、学校だけではなく関係機関・保護者との連携によって、今後も特別支援教育を推進してまいります。

次に、指導時数につきましては、災害及びインフルエンザ等の対応のため、今年度も若干の余裕を設けておりますが、平成25年度につきましては国体観戦を含めた国体事業のための余裕も設けております。そのことをあわせて報告させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。本件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員（小林和子） 今、稲富先生から御説明ありました、学校間の連携ということね、特にやはりこれはとても大事なことで、幼保から小学校へ上がったときと、それから小学校から中学校へ上がったときの、かねがね言われているギャップというんでしょうかね、かなりそれはあると思うんですね。子供たちにとっては環境が変わるだけではなくて、内容もずっと変わって難しくなって、そこでかなりやっぱり行きたくないという不登校とか、そういうなことが起こりやすくなったりしますので、そういうことがないように事前にやはりよく連携をとって事前に学校訪問していろいろ説明を受けるとか、そういうようないろんな方法があるかと思えますけど、各学校そういうことを重視してやっていかれるのはとてもいいことだなというふうには思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

この、年3回の小中連携の日というのは具体的にはどんなようなことをするのかというのは学校ごとで決められることですか。

○指導主事（稲富泰輝） 平成 25 年度については、今まで学校で取り組んできたことを生かしていこうと思っております。ですので、学校によりましては教員間の連携とあって、授業を見て情報交換をするものを、これは 1 学期に全地区でやっていたことです。また、3 学期に多くの地区で行われていますが中学校の先生、例を挙げますと、英語の先生が小学校の外国語活動に入って指導を一緒にしてあって、学校の英語への接続をやっていくと出前授業という形を行ったり、あとは小学生が中学校の部活動を一緒に体験していくといった部分、これも多くの地域で行っております。ただ、今多くの地域ということになっておりますので、来年度、小中連携推進委員会で、そのことを整理して明らかにしてあって、平成 26 年度はもっと統一されたものにしていく予定でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

より効果的ないい連携が取れるようにどうぞよろしく願いいたします。

あとほかに、先ほどの国体事業へのということお話ありましたけれども、具体的には試合の観戦応援ということになるんだと思うんですけども、全学校が行くんですか。

○指導主事（稲富泰輝） 国体観戦につきましては全学校で予定しております。ただし、全部の学年ではなくて、学年を絞りまして、その学年、該当学年について見ていただくということになります。ただ、その該当学年以外のところでも国体に向けて協力いただくような授業があると思いますので、そちらを踏まえて若干の余裕を持っているということでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

これだけのものをおつくりになるのも、各学校で本当に大変だったと思いますが、これをぜひ確実にというか、いい形で実行していただければとそういうふうに思います。

よろしいですか。それでは御質問がないようですのでお諮りしたいと思います。

それでは、本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしと認め、議案第 10 号は原案どおりに決しました。それではどうぞよろしく願いします。

それでは、議案の審議は終わりました。

本日は、協議事項はありませんので報告事項に移ります。

報告事項 1 平成 25 年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等〈教育委員会関係〉について説明をお願いします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項 1 平成 25 年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等〈教育委員会関係〉について御報告申し上げます。

平成 25 年度の教育委員会関係の新年度予算編成に対しまして、4 会派からの

89の要望事項がございました。その要望内容及びその回答につきましては、報告資料1の記載のとおりとなっております。個々の説明につきましては、時間の都合がございますので、大変申しわけございませんが省略させていただきます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項1についての質問や御意見ございますでしょうか。非常に細かいですので何かございましたら。

はい、小林委員お願いします。

○委員（小林和子） 1ページ目にあります自民党の、下から3番目の、地域に子供と大人のふれあいの場づくりを図りたいということで、現在、昭島はかなりウィズユースとか、自治会もそうですし、いろんなところで地域の子供と大人が接する機会が多いかなと思いますが、そのたびにいろいろ思うのはやっぱり参加率が、なかなか思うようには上がらないということで、その辺のところ、いろいろそれぞれのところでお土産をつけたり、いろんな工夫をしていらっしゃるかとは思いますが、その辺のところをもっともっとPRとかいろんな面で、参加率が上がるといいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

○委員（石川隆俊） ちょっと一つ気がついたんですけど、当然子供の性教育についてのことも出てきますが、この3枚目の上から二つ目の、あまりよくわからない説明なんですけれども、「思春期の健康相談、性教育、予防としてのデートDV」というのはこれはどういうことですかね。

○指導主事（稲富泰輝） デートDVについては我々のほうの人権のところの関係になってくるんですが、カップルがいて、そのカップルの男性がパートナーに対して暴力をふるったりとかですね、あとは先ほども出ていました、傷つくような言葉を言う、そういうものについて。通常のDVであれば夫婦間のことになるんですが、付き合っているカップル同士でのDVという形でデートDVという形で、この問題について対応しているところなんです。正式にいうとデートDVの防止に努めるという意味かと思われ。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。それではほかにはございますか。

またこの後に、市議会での一般質問についても、この後御報告いただければと思いますのでそちらでもまたお気づきのことありましたら御発言いただければというふうに思います。

それでは、報告事項1につきましてはよろしいですか。それではこの件は終わりたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項2 平成25年第1回昭島市議会定例会代表質

問及び一般質問（教育委員会関係）について説明をお願いします。

○学校教育部長（細谷訓之） 平成25年の第1回市議会定例会は、2月26日から開催をされまして、昨日、3月21日に終了いたしました。今議会から10年ぶりに代表質問が復活をいたしまして、5つの会派から市長の施政方針と教育長の教育施策推進の基本的考え方に対して御質問がございました。

質問内容につきましては「報告資料2」の4ページから13ページにわたって広範囲に、スポーツ祭東京への取り組みから始まりまして、いじめや体罰、特別支援教育等、多岐にわたっております。それぞれ教育委員会としての考え方を教育長からそれぞれ5つの会派に対してお答えをいたしております。内容につきましてはちょっと御覧をいただければと思います。多岐にわたっておりますので御覧いただければと思います。

次に、一般質問であります。学校教育部は、5名の議員の方から御質問がありました。資料の14ページをお開きいただければと思います。

「みらいネットワーク」の小林浩司議員からは「学校給食について」御質問がありました。現在、学校給食用食材の放射能測定でありますけど、各学期に1回です、東京都の検査機関を利用し実施しております。他の各自治体での実施状況ですとか検査回数、独自検査の実施などについて導入してはどうかということで御質問がございました。それぞれ現状を申し上げましてご理解をいただいたところです。また、地場野菜につきましても学校給食でどのくらい使っているかということで御質問がありましたので、現在の使用状況、それから今後それを増やしていくための取り組みについてお答えをしております。

次に、「公明党 昭島市議団」の稲垣米子議員からは、「特別支援教育と少人数学級について」の御質問がありました。

特別支援教育につきましては、平成25年度、来年度が本市の特別支援教育推進計画の初年度ということですので、計画の内容や、また初年度に向かって取り組む姿勢について、意気込みということでお答えをさせていただいております。

また、平成25年度の35人学級の実施状況でありますけど、今まで小学校1年2年と順次上がってきたんですけど、ここで国の予算は3年には及ばないと、35人学級は適用しないということで今話がありますので、今いる2年生が3年生に上がる時に40人学級となってしまいますので、これによって影響が出る学校が昭島にはあるのかということと、その対策について御質問がありました。本市においては2校が該当いたしておりますので、必要に応じて学校の要望があれば人的支援などを適宜実施してまいりたいということでお答えをしております。

次に、「共産党 昭島市議団」の佐藤文子議員からは、いじめ、体罰、暴力をなくすための教育委員会の取り組み、市の取り組みについても御質問がございました。教育長がいじめ、体罰は絶対に許されるものではないことを改めて明言するとともに、市長からも同様の答弁がございました。

次に、「自由民主党 昭島市議団」の小山満議員からは、先日、新聞でも御覧になったかと思うんですけど、日本電子から成隣小学校に電子顕微鏡が寄贈されたことに触れられて、企業との連携との観点からキャリア教育と地域との関わりに

ついて御質問がありました。キャリア教育につきましては、本市の現状を申し上げるとともに地域との関わりでは保護者や自治会などに加えて企業の御協力もいただき、今後も地域に根ざした学校づくりに努めていくということで御答弁をいたしております。

次に、「共産党 昭島市議団」の熊崎真知子議員からは、特別支援教育について、支援を要する子供の現状、どのような支援が必要になってくるのか、通級指導学級の増設、特別支援教室の開設、指導に当たる人材の育成、支援員の増員、継続した支援体制の構築など、推進計画の初年度にあたってさまざまな御質問をいただきました。

それぞれ現状と今後どういうふうに取り組んでいくかということのお答えをしております。

学校教育につきましては以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

○生涯学習部長（伊東一彦） 生涯学習部では、2名の議員の方々から一般質問をいただきました。報告資料2の19ページをお願いいたします。

「公明党 昭島市議団」の大島博議員からは、「文化・芸術の振興と街づくり」と「舞台発表ができる設備を備え、多目的に利用できる300席から500席程度の中ホールの公共施設の建設について」についての2点、御質問をいただきました。

「文化・芸術の振興と街づくり」についての質問の趣旨は、文化芸術と街づくりをより推進するため、庁内の体制づくりが必要ではないかとのことでした。答弁といたしましては、文化芸術活動を市民の誰もが行えるようにするには、企業、各団体などと協議連携し、広く文化芸術のまちづくりを推進する組織体制の整備が必要であり、「昭島市文化芸術の振興に関する基本方針」に基づきまして推進体制の整備について調整していくとお答えを申し上げました。

次に、舞台発表ができる多目的に利用できる中ホールの建設についてでございますが、この御質問につきましては何回か御質問いただいております。答弁といたしましては、舞台発表のできる設備を備えた中規模程度のホールの必要性については、市としても認識していることから、他の公共施設の整備状況を勘案し、引き続き検討していくということでお答えを申し上げました。

次に、22、23ページになりますが、自由民主党昭島市議団の小山満議員からは、「スポーツ祭東京2013について」御質問をいただきました。

御質問の内容は、啓発状況や市民参加についての御質問でございました。答弁といたしましては、今後開催までの残された間、市主催の行事や、昭島市民くじら祭など、関係機関の協力をいただきながら普及啓発活動を積極的に行っていくとお答えいたしました。また、市民参加につきましては、大会運営に携わる市民ボランティアを募集するほか、軟式野球競技のトップレベルのプレーを観戦して、スポーツのすばらしさを体験してもらうため、市内の児童・生徒を対象とした応援観戦を実施するとお答えいたしました。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。ただいま、報告事項2についての説明が終わりました。

この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。代表質問と一般質問あわせて何かございましたらお願いいたします。

○委員（寺村豊通） ちょっといいですか。この中1の35人学級というのは今年から始まるんですか。

○学務課長（浦野和利） 24年度までは中1ギャップの関係で37人、24年度は37人だったわけですがけれども25年度については中学校1年生については1学級35人ということになりました。

以上でございます。

○学校教育部長（細谷訓之） 国は小学校1年で、今申し上げたのは中学校は東京都独自の対応でございます。

○委員（寺村豊通） 昭島は特に影響みたいなのはどうなんですか。教員の配置とか云々とか。

○学務課長（浦野和利） まだ人数については集計中ではっきりしてはいないわけですが、2月の時点ですと37人が35人になったということで影響が出る学校はございませんでした。

○委員（石川隆俊） ちょっと伺っていいですか。先ほどのホールというか、そういう芸術の振興のための場所ですね、これはとても大事なことだと思いますが、現在大きなホールがあるのは知っていますが、中ホールの300規模のやつはないわけですね。

○生涯学習部長（伊東一彦） 中ホールはございません。市民会館に大ホール、公民館に小ホールがございます。

○委員（石川隆俊） あれは小さいですよ。

○生涯学習部長（伊東一彦） 小ホールの定員は200名です。

○委員（石川隆俊） 200名ですか。それで舞台なんかもあまり、そうよくはできていませんわね。

○生涯学習部長（伊東一彦） 多目的なホールとなっているため、舞台はせり上げとなっております。

○委員（石川隆俊） だから300ぐらいで上等なのがあるとこれはいいですわね。

- 生涯学習部長（伊東一彦） 市民からは、使い勝手の面から、大ホールと小ホールの中間的な施設の要望をいただいておりますので、中規模的なホールは必要と考えております。
- 委員（石川隆俊） 大ホールというのは普通 1,000、普通、市でつくるのはどのくらいの席が多いんですか。市でつくる大ホールは。
- 市民会館・公民館長（辻 みえ子） 他市の例で行きますと、やはり 1,000 超える。1,500 ぐらい。それから八王子ですと 2,000 ぐらいです。オリンパスホールです。
- 委員（石川隆俊） あれはよそからオーケストラを呼んだりとか、そういうときにはやっぱり 1,000 とか 1,500 があるといいわけですね。
- 市民会館・公民館長（辻 みえ子） そうですね。
- 委員長（紅林由紀子） ほかにはいかがでしょうか。
- 委員（寺村豊通） 成隣小学校でしたっけ、電子顕微鏡を寄贈されたというのは小学校に設置されたんですか。
- 指導室長（宇都宮聡） 理化学教育振興、推進校を成隣小でやっていただいておりますので、そこに設置をして成隣小をポイントとして各学校に貸し出すというそういう形を取るように今、啓発をしています。先生方に今研修会をしていただいて、使い方についていろいろ勉強してもらっています。
- 委員（寺村豊通） 電子顕微鏡は専門家がいないとあまり動かさないですよ。どうなんですか。専門家がいないと動かさないんじゃないですか。
- 指導室長（宇都宮聡） 動かす研修もやっていただいております。今まで大きいものだったんですけども、このぐらいの大きさのものなんです。台車もついていますので、持ち運びはできるという、そういうものです。
- 委員（石川隆俊） それで見るものは、教材を見るんでしょうけれど、標本なんかをつくったりするのもできるんですか。
- 指導室長（宇都宮聡） それの研修も行っていて、それをデータで残せますので、学校でこんなのをつくってと言われれば、データで配信することも可能になっています。
- 委員長（紅林由紀子） ではやっぱりそういうものがあるとやはり違いますし。それを使った授業とか御覧になったりしましたか。感想があれば。

○指導室長（宇都宮聡） 贈呈式を行った際に、成隣小の6年生の2クラスあるんですが、そこで授業をしていただきました。子供たちはびっくりですね。本当に拡大したところを見て、「これなあに」って言って、だんだん、だんだん、こう、クイズでありますよね、そんな形でやっていくと、ああなるほど、これが花粉なんだとかそういうことがよくわかって、感動する授業ができるんじゃないかなというものです。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。やはりそういう、驚きとか感動とかいうのはやっぱりすごく大事ですよ。ぜひいろんな学校に回して使っていただければというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。

ちょっとすみません、いくつか質問させていただきたいんですけども、まず5ページの、橋本議員の代表質問の中の、アジア諸国との異文化交流という部分で、研究していくという御答弁をいただいているんですけども、この交流の形というのは、今オーストラリアと行っているようなああいうことを想定されているのか、あるいは交流の仕方も、直接に人を行き来しなくても、今、スカイプみたいなそういうのを使ったりとか、あるいは文章をやりとりしたりとかいろんな方法があるんじゃないかと思えますけども、その辺はどんなことを、質問の中では想定されていたのか、御答弁いただいた部分はどうかという点はいかがでしょう。

○学校教育部長（細谷訓之） この橋本議員さんの質問は代表質問ということなので、細かい施策についてどうという話ではなくて、この前提としては平和教育と異文化交流というのが前提にあります。今、私どもではオーストラリア、英語圏とやっているわけですね。この御質問の趣旨には、今ちょっと緊張したアジア情勢というのがありますのでそういったものが、草の根の交流をとおして解消していくことが必要ではないかという、そういった視点からの御質問で、小学校、中学校なりがアジアの国と関係を持つようなことも考えてはどうかというような趣旨でありますので、具体的にどうということではなかったもので、この中ではそういう視点も非常に重要だということではお答えをさせていただいております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。確かにそういう部分も非常に大事だというふうに感じます。

それと、次にあと、3点ほどちょっとお伺いしたいんですけども、7ページの、大竹議員の代表質問の中で、学校に対してのクレームに対しての第三者的な相談室の設置ということなんですけれども、今、東京都教育委員会の学校問題解決サポートセンターのほうの、活用も効果的だというふうに御答弁もいただいているんですけども、過去にこのセンターを活用した事例があるのかどうか、もし、さしつかえなければお話しいただきたいのと、この第三者的な相談室というのは、この第三者調査委員会とか、こう、最近新聞でも言葉が出ていますけれども、これの設置することのメリットとデメリットみたいな、そういう点はどうかというのをちょっと教えていただければというふうに思いますけれども。こ

の点はいかがでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） それでは、2点ありました1点目は、東京都の問題解決サポートセンターにつきましては活用はしたことはあります。ですが、活用の仕方については特にトラブルになってからということではなくて、心配な面を教育委員会と学校と一緒に相談に行ったということで、過去に2回相談に行ったことはございます。

2点目は第三者的な相談室の設置についてメリットというのはやはり利害関係がない方から、冷静に見ていただくということが利点ではないかなというふうに思います。我々の中にもありますように、指導主事が調整にあたることもあるんですが、あなたは学校の見方でしょと平気で言われてしまいますが第三者的な期間が入りますとそうではないというような形がとれるかなとそのように思われます。

○委員長（紅林由紀子） デメリットは。

○指導主事（稲富泰輝） デメリットにつきましては、やはり説明するまでの時間は膨大にかかると思います。どういう経緯でこういうふうになったかということについて、第三者機関のほうは東京都の例を申し上げますと、双方からの事情を聞くところの段階にかなり時間がかかって、それによって場合によっては数カ月かかって、その間にもう争いはなくなっていたというようなこともありますので、その第三者機関が解決したというような形ではなくて、時間がちょっとかかってあまり便利ではないといった声もあります。そこは多少デメリットかなと思われれます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

あと最後にもう一点だけ、これもちょっとお伺いしたいんですけども、9ページのOJT推進指定モデル校の指定を受けている部分なんですけれども、あまり今までちょっと私は聞いたことがない名前だったので、具体的にどういうことをするのが、OJTは日常的に進められているものなんじゃないかなというふうになんかちょっと思ってしまうんですけども、この推進指定モデル校に指定を受けると、どういう点で何が違うのかとかいうか、どういうことをするのかという部分はどなんでしょうか。

○指導室長（宇都宮聡） これは昭島では初めて東京都の指定を取りました。小学校1校と、中学校1校を行います。小学校はつつじが丘南小学校ですね。中学校は多摩辺中学校ということで、それぞれ目的が違うOJTを考えています。というのは、例えばつつじが丘南小学校は、若い教員が非常に多いのと、今回主幹が4名になりますので、あんな小さな学校なんですけども二極端になっていると。その中でどういうふうになんかOJTを組織的に行っていくのかという研究を行っていただくということ。

それから、多摩辺中学校については、近隣校との関係から特別支援教育に特化

して、校内委員会等の組織の中でどういうふうにより特別支援教育を推進していくのかというところに焦点を当てたOJTを行っていただくということで目的的に行っていただくようになっております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。これはモデル校の指定を受けると、どういった援助とかサポートがあるとか、そういうことなんですか。

○指導室長（宇都宮聡） モチベーションの問題だと思います。予算もつきませんし、看板だけなんですけれども、他校へそのような取り組みを広めていくという意味のリーダーシップを取ってもらうという、そういう意味がございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

私からの質問は以上ですが、ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、少し長くなってしまいましたけれども、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項3 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会の最終答申について説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項3 昭島市立学校適正規模適正配置等審議会の最終答申について御報告いたします。

昭島市立学校適正規模適正配置等審議会では、教育長の諮問を受け、昭島市立学校の適正規模、適正配置、通学区域について、児童・生徒の学力向上、効率的な学級経営、公教育の均衡を基本とし、審議を重ねてまいりましたが、昨年10月15日に適正規模、適正配置、通学区域の基本的な考え方や学校の統合について中間答申を行い、その後通学区域の見直しについて審議を重ね、一定の結論を得ましたので、中間答申の内容とともに「昭島市立学校適正規模適正配置等について（答申）」（案）として平成24年12月25日から平成25年1月28日までの35日間パブリックコメントを実施いたしました。

この結果、6人と1団体の方から16件の御意見をいただいております。なお、1団体というのは集合住宅にお住まいの方が連名で意見書を提出したものでございます。

意見の内容といたしましては、つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合に関するものが10件、拝島第一小学校と拝島第四小学校の統合に関するものが1件、東小学校、玉川小学校の通学区域の見直しに関するものが3件、拝島第二小学校、光華小学校の通学区域の見直しに関するものが1件、その他に関するものが1件でございます。

提出された御意見は2月12日に開催された審議会において審議され、別添のとおり、考え方がまとめられておりますので後ほど御覧いただければと存じます。

以上のとおり、審議会ではパブリックコメントを経て答申がまとまりましたので、平成25年2月27日、審議会の松本会長、真如副会長より、教育長に答申がされました。

答申の内容につきましては、第 10 回及び第 12 回の教育委員会定例会で御報告させていただいたとおりでございますが、結論といたしましては、つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合、拝島第一小学校と拝島第四小学校の統合、通学区域の見直しといたしましては、小学校では東小学校と玉川小学校の通学区域、拝島第二小学校と光華小学校の通学区域、拝島第二小学校と拝島第三小学校の通学区域の見直しが必要であり、中学校では瑞雲中学校と昭和中学校の見直し、及び、小学校の通学区域の見直しに伴う対応といたしまして、多摩辺中学校と清泉中学校の通学区域、拝島中学校と清泉中学校の通学区域の見直しが必要であるとなっております。

簡略な説明で恐縮ですが、御報告とさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。ただいまの件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

こういったパブリックコメントをいただいて、審議会の考えをこういうふうに出していただいた場合は、これについては、この出していただいた皆さんには何かこの形でフィードバックか何かされるわけですか。

○学務課長（浦野和利） 出していただいた個人にお返事するという事はないんですけども、この考え方についてはホームページ等で公表させていただいております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。全体的にパブリックコメントを拝見しても、割とちょっと 1 件反対意見が出ておりましたけれども、あとはいろいろ配慮してほしいという部分はあってもおおむねは御了承いただいているのかなというような雰囲気をちょっと感じ取ったわけなんですけれども。先ほどの集合住宅という場合はかなりの、何世帯みたいな形で出てくるんですか。

○学務課長（浦野和利） すみません、百十何件という方が連名で出していただいたんですけども、ただ、必ずしも全員が反対しているということではないようなお話ではございましたけれども。

○委員長（紅林由紀子） 百十戸がみんな反対となった感じなんですけど、どうなんでしょう、その辺は。

○学校教育部長（細谷訓之） 具体的には、旧ヨーカ堂の後にできたマンションがありましたね。あそこの二つのマンションが今は拝島第二小学校に行っているんです。そのうちの、あそこだけで、もう 500 ぐらいの子供たちが行っていますので、どちらかのマンションを光華小地区にということで、東側にあるマンションを光華小地区にということで、この答申は答申されているんですね。ですけど、現在もう拝島第二小学校に通っていらっしゃる保護者の方が中心だと思うんですけども、やはり今環境を変えたくないということでこれについては反対だと。ただ地域的には線路をまたいで今行っているんですけども、それが光華になれば、非常に道沿いに来られるし、距離的にも短くなったり、なおかつ夜も明るいのですの

で通学環境としてはそちらのほうがいいと思うんですね。だから、全ての世帯の方が反対をされているということではないみたいなんです。今後だから説明会を開く中でいろいろ御意見をお伺いをして、判断をしていこうと思っております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員（寺村豊通） 今回の関連して。西側のマンションは二小へ行っているわけですよね。あれは線路渡るときってどこから渡っているんですか。あれは高架になっているところは線路横断できないですよね。歩いてはね。

○学務課長（浦野和利） 少し西の方を回っていただいてアンダーのところを通っていただいています。

○委員（寺村豊通） 踏切がなくなっちゃいましたからね。あとはじゃあ昭島駅の西側の踏切を渡っていくとかそういうような形になるんですか。

○学務課長（浦野和利） そうです。

○委員（寺村豊通） ああ。意外と不便な行き方ですね。東側のほうは光華にいくと便利にはなるかもしれないですけどね。はい、わかりました。

○委員長（紅林由紀子） この審議会の考え方では柔軟な取扱いが必要かというような話がありましたけれども、その辺もこれから検討していくということになるんでしょうか。

○学務課長（浦野和利） 田中小、成隣小の通学区域の変更のときもそうだったわけですが、もちろん兄弟が二小に通っていて、その弟、妹もそのまま通いたいとか、そういった個々の事情によって今までどおり小学校のほうに通学することを認めるとかそういった柔軟な対応は取っていくということになると思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

というわけで、これで最終の答申も出て、パブリックコメントも終わりということになったわけなんですけれども、これ最終的には教育委員会が決定していくことになると思うんですが、今後どういったような手順というか、どういった段階を踏んで決定までどういったことが行われるかということをちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

○学務課長（浦野和利） 新年度になりましたら保護者地域等の説明会を実施いたしまして御理解を得られれば、教育委員会のほうで決定をいただくというような手順になると思います。ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） じゃあ新年度から早速、住民の方、保護者の方への説明会とい

ったことが行われるというわけですね。はい、わかりました。ということだそうです。

はい、小林委員。

○委員（小林和子） ちょっとお伺いしたいんですけど、最終的に適正規模の、これは中学校単位でしょうけど、こういう形に通学区域になるということなんですかね。

○学務課長（浦野和利） 今、お示しいただいた地図につきましては、小学校と中学校の現在の通学区域を合わせて書いたものですが、統合のほうが決まればつつじが丘北と南の通学区域は一つになると。

○委員（小林和子） だいたい、ねらいとか願いとしてはこういう形にということですよ。

○学務課長（浦野和利） すみません、この地図は現在の通学区域です。

○委員（小林和子） 現在ですか。ああ、わかりました。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。それでは、ではまたその説明会の様子等々いろいろ御報告いただければというふうに思いますので、いろいろ大変かと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項4 昭島市立つつじが丘北小学校情緒障害等通級指導学級の開設について説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項4 昭島市立つつじが丘北小学校情緒障害等通級指導学級の開設について御報告いたします。

第9回の教育委員会定例会で御協議をいただきましたつつじが丘北小学校の情緒障害等通級指導学級の開設でございますが、学級名は「そよかぜ学級」でございます。学級の規模は、児童数15名を予定しております。情緒障害等通級指導学級につきましては1学級10人以下となっておりますので、学級数は2学級でございます。開設予定日は4月1日でございます。通学区域は基本的に、つつじが丘南小学校、つつじが丘北小学校、武蔵野小学校、光華小学校、中神小学校の5校に在籍している児童でございます。配置図につきましては、つつじが丘北小学校の1階の図でございますが、斜線の部分が通級指導学級で使用される教室等でございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。この件について何か御質問などございますでしょうか。

これ、この隣に普通教室二つ書いてあるんですけども、これについては通常学級の子供たちの教室になる。

○学務課長（浦野和利） 普通の「普」と書いてあるところなのですが、一応1年生の教室でございます。学校としては1年生は1階に置きたいというような意向がございましたのでこのようになっています。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは4月1日から開設ということですのでいろいろ大変かと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次にまいりたいと思います。報告事項5と6は、事務局より事前に一括して報告したいとの申し出をいただいておりますので、一括で報告をお願いいたします。

報告事項5 昭島市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてと、

報告事項6 昭島市情緒障害等通級指導学級入隊級判定委員会要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項5 昭島市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱及び報告事項6 昭島市情緒障害等通級指導学級入隊級判定委員会要綱の一部を改正する要綱について一括して御報告いたします。

報告事項5 昭島市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてでございますが、本件は、就学支援委員会の委員として、市立小中学校の固定級及び通級指導学級より1人ずつ担任の先生に委嘱しておりますが、先ほど御報告させていただきましたとおり、4月よりつつじが丘北小学校に情緒障害等通級指導学級が開設される予定となっていることから、来年度の委員として同学級の担任教諭1人にも委員として委嘱する必要があるため改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第3条第1項の委員の定員枠を25人から26人とし、第2項第4号の市立学校の特別支援学級を担当する教諭9人以内を10人以内にするものでございます。附則といたしまして、この要綱は平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、報告事項6 昭島市情緒障害等通級指導学級入退級判定委員会要綱の一部を改正する要綱についてでございますが、情緒障害等入退級判定委員会の委員として、市立小中学校の通級指導学級の設置校の校長及び通級指導学級を担当する教諭を委嘱しておりますが、同様に、来年度よりつつじが丘北小学校の校長及び担任教諭を委嘱する必要があるため改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第3条第1項の委員の定員枠を2名増やして12人とし、第2項第1号の設置校の校長を3人から4人とし、第3号の指導学級を担当する教諭を3人以内から4人以内とするものでございます。附則といたしまして、同様に平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。ただいまの件につきまして何かございますでしょうか。

この件につきましてはよろしいですね。学級の開設によってということですので問題ないかと思えます。

それでは続きまして、報告事項7 昭島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について説明をお願いいたします。

○指導室長（宇都宮聡） 昭島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定めるとして御報告をいたします。新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。

第18条、非常の場合の措置のところ、2項を付け加えるものでございます。これは、職員は非常災害の場合においては、別に定めるところに従い執務しなければならないという要綱を入れました。この別に定めるところというのは、いわゆる学校防災計画ということで、そこに位置づけられた勤務をしなければならないということを含むとして設定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

学校防災計画に定めるところに従って執務しなければならないということで、この項が付け加えられたということです。

何かございますでしょうか。

よろしいですね。それでは、次に進みたいと思います。

それでは続きまして、報告事項8 昭島市立中学校における進路決定の状況について説明をお願いします。

○指導主事（松尾 了） 報告事項8 昭島市立中学校における進路決定状況について、御報告させていただきたいと存じます。

平成25年3月14日に発表となりました都立高等学校二次募集及び分割後期募集の合格発表現在、男子442名、女子396名、合計838名のうち、男子429名、女子387名、合計816名が進路決定をいたしました。3月14日現在の進路未決定生徒のうち、17名が進学を希望しており、都立高等学校定時制二次募集等、進路に向けての取り組みを継続しております。また3月14日現在の進路決定率はおおよそ97.4%であり、この3年間では最も高い決定率となっております。そのほかの5名の生徒につきましては就職希望等との報告を受けております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

高い決定率ということで、先生方もほっとしていらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、何かございますでしょうか。

この未決定で進学希望といった生徒さんたちは、今後また受験していくということになるのでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 今後、定時制の都立高等学校の定時制の二次募集ですとか、あとはサポート校と言われます学校等に進学の手続きで、現在頑張って進路の決定につとめています。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。これはやはり

3月31日までですか、受験というのは。

○指導主事（松尾 了） こちら、3月31日までではなくて、例えば都立高等学校の場合ですと、この定時制の募集で欠員が生じた場合、つまり定員まで満たなかった場合には4月に入っても募集があります。通信制の高等学校については4月に入りましても平成25年度生ということで、4月のおよそ1週目ぐらいまでのところは受験が可能という学校もいくつかございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。それでは最後の最後までぜひ粘っていただきたいというふうに思います。
それでは、よろしいでしょうか、この件につきましては。
それでは続きまして、報告事項9 ふれあい月間（平成24年度第3回）の取り組みの調査結果について説明をお願いします。

○指導主事（松尾 了） それでは、報告資料9 ふれあい月間の取り組みについて、資料をもとに御説明いたします。

2月に東京都教育委員会が実施しました「第3回 ふれあい月間」の昭島市における調査結果をもとに資料を作成いたしました。

はじめに、「1 いじめの発生件数」について御説明いたします。

調査の結果、小学校においては57件のいじめが発生し、うち49件が解消、中学校においては3件のいじめが発生し、未解消は0件という状況でございます。なお、11月に行った第2回ふれあい月間の調査から継続して発生した件数につきましては、小学校で1件、中学校で0件となりました。

今回の調査のうち未解消の8件につきましては、その内容は学校のみならず教育委員会も連携して対応し、現在解消に向けて取り組んでいる最中でございます。

続いて「2 いじめを認知したきっかけ」について御説明いたします。小学校においては、アンケート調査等への記載が多くなっています。一方中学校では、学級担任等によるいじめの発見が2件、保護者からの訴えが1件という結果となっております。

3番、裏面でございますが、「3 いじめに対する学校の取組」について御説明いたします。

本調査期間中、各校において「ふれあい月間実践シート」を全教員に配布しまして、いじめが校内でないかを再確認いたしました。また、学校の実態や児童・生徒の発達段階に応じて担任による児童・生徒を観察を丁寧に行ったりするなど、いじめの早期発見に努めました。

前回調査と比較しますと、傍観していた児童・生徒を指導した件数が増えていることから、これは学校が意図的にいじめをみんなで許さない雰囲気をつくろうとしている現れと考えられます。相談体制の充実を図るなどの取り組みも各学校で実施し、いじめの未然防止及び早期発見、解消に継続的に取り組みました。

学校は、子供たち一人ひとりが尊重され、自己実現の喜びを実感できる場であればなりません。そして、安心して教育を受ける権利を保障されるべき場として今後も継続的に、いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るという認識を持

ち、指導にあたるようこれからも進めてまいりたいと思います。本年度のふれあい月間は終了いたしました。教員一人ひとりがいじめを見抜く鋭い目を持ち、引き続きいじめの早期発見、解消に向けた取り組みを継続するよう引き続き取り組んでまいります。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。4月のふれあい月間の調査結果ということでございますが、何か御意見や御質問ございますでしょうか。

小学校でのアンケート調査への記載という数字が結構上がっているという部分ですが、そういうところに書くものだなとか、書いても大丈夫なんだなというようなそういった気持ちが出てきたのかなというような気もいたします。

あとは、本当にぱっと見ての感想でしかないの、的確ではないかもしれないんですけども、中学校の件数がかなり少ないというのが、本当にそうなのかなという気持ちが何となく出てきてしまうんですけども、この辺は指導室の先生方はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 第2回が12件で、今回の第3回が3件ということで、これかなり少ない状況であるかなと私どもも判断していますが、この第2回の取り組みにおいて各学校でいじめは許されないことなんだよという指導が、かなりこの何カ月間の中で浸透してきた結果の表れではないかと考えております。また、この11月の頃の状況ですと報道関係等がいじめのことにアンテナが高まっていた、これはもう子供たちも同様ですので、そういったところでお互いに声を掛け合えたことの結果ではないかなということで考えております。今後、来年度に向けてはやはり大事なところになってくるのではないかなと考えております。

○委員長（紅林由紀子） なるほど、わかりました。確かに、昨年の事件からその報道、そしてそうした加害者とされる子供たちへの対応などを聞くと、そういうことをしているということになるのかなみたいな、そういった気持ちはあるかもしれないですね。そういった部分が阻止する要因になっているのかもしれないですね。ぜひ引き続き調査していただいて、早期発見ということに努めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかにはなにかございますでしょうか、先生方のほうから。よろしいですか。

はい、わかりました。それではこの件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項10 平成24年度昭島市立学校第三者評価委員会の評価結果について説明をお願いします。

○指導主事（稲富泰輝） 報告事項10 平成24年度昭島市立学校第三者評価委員会の評価結果について御説明いたします。

今年度の評価対象校は、1に示された7校でございます。評価方法につきましては、学識経験者、企業経営者、市民代表の3名で構成し、4編成で評価を行ったものでございます。2枚目以降が各校の評価結果でございますが、本日は時間がないので、成果と課題を中心に報告させていただきます。

全体の成果としましては、学校が自分で評価した結果を第三者評価委員により裏付けを行うことにより、学校が行う評価を第三者委員会が応援ができたという点でございます。また、第三者評価委員の先生方から多くいただいた意見の中で授業が落ち着いて行われている、そして受けているという評価をいただくことができました。

一方課題としましては、第三者評価委員の学校訪問した際に、数値で、また経年変化で確認することが不十分でなかったかということで、こちらを明確にすることということがありました。このことを平成25年度の実施のときに改善する予定でございます。

また、これは各校共通ではありませんが、各学校に対して、学校公開の方法を工夫すること、それから学習面において、補修授業を充実すること、又は学校の環境を生かした特色ある教育活動を行うことなどの改善策の提案もいただきました。

そのことを踏まえ、次年度も第三者評価委員が学校訪問を行う際に具体的に評価ができるような授業としてまいりたいと思っております。

以上簡単ではございますが、報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。第三者評価委員会の評価結果ということで今年は7校ですね。評価していただいた結果が載っております。

ただいまの御説明に、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） これは7校の各校の報告書で全体の講評みたいなのはついていないんですね。

○指導主事（稲富泰輝） こちらにつきましては、7校という形ですので全校を見ていないということで、今年度につきましてはついておりません。この7校で計算していただきますので、平成25年度に今年行っていない7校、平成26年度の最後の7校を実施してそこで、一つ総括する形で計画をしております。よろしく申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） ほかにいかがでしょうか。

評価する委員の皆さんも非常に大変だと思うんですけども、先ほど稲富先生がおっしゃったように、実際に数値が経年変化で見られないと評価の部分も難しくなってくるということは確かだと思いますので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

ただ、今ちょっと東小の評価結果について、確かな学力の定着の改善すべき点のところ読書について冊数だけではなく、読んでいる本の内容の把握に取り組まれることも方策としております。と書かれていますけれども、確かにそうかなと、子供の図書室の貸し出しとかのちょっとお手伝いとかをしたことあるんですけども、それを見ると確かだなというふうには思うんですけども、ここをやはり把握してというのは、なかなか難しいところではないかなと思う部分もあるんですけども。

○委員（石川隆俊） あれですか、それをやってらっしゃる、例えばよく、私は孫を知っているんですけど、孫が何冊読んだかという数を書くんですね。学校はそれを、私は確かに数ではないと思うんですが、数を競うというところがありますね。

○委員長（紅林由紀子） そういう部分がありますね。読書週間とかになると、やっぱり何冊読んだら何々みたいな、何冊にチャレンジみたいな感じで冊数を競う部分があって、そうすると冊数はうんと跳ね上がるんですけども、その内容はどうかかなという部分は本当にこのとおりでと思うんですけども、そこを見ていくのはかなり難しいことじゃないかなと。貸し出しとかでどういう本を読んだかはそれはデータで出てくるものだとは思いますが、やっぱりそこを把握して改善していくというのは、なかなか難しいのかなという気もしますがいかがですか。

○指導主事（稲富泰輝） これ、いくつか話を分けて説明をさせていただきたいと思います。まずやはり普通の授業の内容が重要なかなと思います。特にこれは東小学校ですから小学校の話になりますが、国語の時間に教科書で扱っている本とどれだけリンクし指導できるかということが重要だと思います。ですから読書週間になってとにかく本を読みなさいとなるとこの状態になりますので、やはり私どもで教育課程の補助資料として年間計画をいただいたときに、本当に読書でその児童が適切に読める本をいかにタイミングよく提供できるかというところが、やはり普通の指導を改善して充実していく必要があるのかなと思います。

また、把握については、もうシステムを導入して貸し出しのときにどういう本を子供たちが読むことができたのか、また、その傾向についてもある程度分析できるようにはソフトはなっておりますので、そこのところを充実させていきたいと思えます。

あとはやはり、学校で取り組んでいることで工夫されているのは、先生が率先して子供たちに面白い本を紹介してあげる学校は、やはり読書感想も充実しているかなと思います。今回学校を回られたときに、読書週間のときに回れるといいのかなと思うんですが、やはり先生がお薦めの本というもので、子供たちに興味を持たせるような紹介をしている学校は、子供たちが休み時間に持っている本を、ああ大体学年相応の本を持っているなということとか、あとは学校のところで、廊下にやはりその学年相応の本を並べておく学校もごさいます。そういうようなよい取り組みをしている学校の事例をまた紹介していくことも教育委員会の役割かなと思っております。

○委員長（紅林由紀子） はい、よくわかりました。ありがとうございました。ぜひそのように御指導いただければというふうに思えます。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、また来年度も第三者評価委員会のほうもよろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告事項 11 学校における体罰の実態調査結果について報告をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 報告事項 11 学校における体罰の実態調査結果について御説明いたします。

本調査は、前回の委員会で報告させていただいたとおり、小学校、中学校で対象を分け、平成 25 年 3 月 6 日まで時間をかけて丁寧に調査を行いました。学校の聞き取りは、3 月 6 日水曜日の終了の時間まで行っていたこともあわせて報告いたします。

調査の結果でございますが、校種別に分けて説明いたします。調査方法につきましては前回も報告していますので本日は省略させていただきます。

小学校において、児童への質問紙調査、教員への聞き取りの面から体罰に関する件はございませんでした。次に、中学校においては、殴ったり蹴ったりするなど有形力による体罰はございませんでした。しかしこの中で、生徒への質問紙調査で、体罰があるのではないかという疑いが出ました。この件に関して顧問教諭への聞き取りや生徒への確認を校長が行ったところ、球技の部活で勢いのあるボールを近くから出して練習する、試合前に激励をするために体の一部を触って、行ってらっしゃいというふうに触って激励したという事実がありました。しかし、このことは、思春期を迎える生徒に対して適切なアプローチをかける必要があることを再認識し、今後は生徒が安心して学校生活を送れるように学校教育を推進してまいりたいと思います。

また、このようなこともあったことから、また、平成 25 年度の 4 月から 5 月にかけて、初任者に対する研修、または人権担当者における研修において、体罰に加えていじめの早期発見、早期防止に関する研修会を実施してまいります。

以上、簡単でございますが報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。

○委員（小林和子） さっきちょっとお伺いしたところなんですが、中学校に対して生徒に質問紙を配布してというその結果、生徒が本当にその質問に正対して答えが出たのかどうかその辺のところはおわかりになりますか。

○指導主事（稲富泰輝） 生徒への質問紙調査のところで正確な答えが出たかということなんですが、やはり正確な答えを得るというよりも、中学校に対しての質問紙調査、あったかなかったかということを選択させているだけの調査でしたので、「あり」といったときに顧問教諭が校長から聞き取る、又は校長自身が生徒に対して聞き取るということをやって、その内容を補完したということになっております。ですので、質問紙調査のところでは「あるかないか」ということだけでしたので、やはり聞いてみないとしっかりした事実はわからないということが確かにございました。

○委員（小林和子） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはいかがでしょうか。

これは、外部指導員の場合はどうなのでしょう。

○指導主事（稲富泰輝） 外部指導員に関しても項目がありました。これについても聞き取り調査をやったところ、やはり生徒が不快に思った面がありましたので、それについては校長から外部指導員に指導したといった報告も学校から上がってきております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

非常に難しい部分がありますね。こんなことを言ったらあれですけども、やっぱり私たちなんか子供小的时候は、やはりスポ根漫画、スポ根アニメが全盛でしたので、やっぱり先ほどありました、ボールを本当になるべく強いボールをどんどん投げて立ち上がれみたいなそういったね、映像をまざまざと見せられた世代ですので、そういうものが肯定されているムードがあるかと思えますね。愛のあるしごきみたいなね、そういう部分がかったかと思えますけれども、それがいいというわけではもちろんなくて、なかなかそういう部分が指導していく側が見直していくことは、本当に自制していかなければ難しいところがあるかなというふうに思えますね。すごく迷うんじゃないですかね。これはいいんだろうかあれはいけないんだろうかとか。先ほどの一番最初の話に戻ってしまう部分もあると思えますけれども。ですので、指導いただいたということですけども、継続して校長先生がよく目を配っていただければなと感じます。

ほかにはよろしいでしょうか。この結果につきまして何かご感想とかございますか。よろしいですか。

では、これで終わりたいと思います。

それでは、続きまして報告事項 12 昭島チャレンジデー2013 の実施について説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、昭島チャレンジデー2013 の実施について御説明させていただきます。

日時は、平成 25 年 5 月 29 日水曜日、午前 0 時から午後 9 時まででございます。昭島市の今年の目標、参加率は 80%でございます。テーマはみんなで目指そう元気都市あきしまでございます。対戦相手が決まりまして、これは対戦相手は、主催者の自動抽選で決まります。今年、昭島市の対戦相手は岩手県奥州市でございます。

奥州市は岩手県の内陸南部に位置し、北は北上市、南は平泉町、東は遠野市、西は秋田県に隣接しております。平成 18 年 2 月に、水沢市、江刺市、胆沢町、前沢町、衣川村が合併して誕生いたしました。面積は 993 平方キロメートルで、昭島市の 57 倍でございます。人口は 12 万 4,700 人でございます。ちなみにチャレンジデーの奥州市の状況でございますが、平成 20 年 42.2%、21 年 47.4%、22 年、55.3%、24 年、50.2%でございます。平成 22 年に兵庫県の豊岡市とやりまして、このときに奥州市が勝っております。なお、平成 23 年は、震災により不参加という状況でございます。奥州市の目標及びテーマでございますが、参加率が 70%、週に 1 回スポーツをするということでございます。

続きまして、昭島チャレンジデー、継続事業にすることになっております。市ではチャレンジデー参加を契機にいたしまして、市内の事業所及び各種団体が継続して運動やスポーツを継続して行っている事業所等に、健康事業所団体認定証書の交付を予定しております。交付要件は、この3月31日まで毎月継続して運動等を行い、4月12日までに昭島チャレンジデー継続事業確認表を市に提出いたしまして、その確認ができた団体等に交付したいとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。チャレンジデー2013ということですが、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

今年は、奥州市が対戦相手ということだそうです。よろしいですか。

この目標だけ達成できれば勝つぞという感じですが、またいろいろと御努力いただけるかと思いますが、私、スポーツして協力したいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、よろしいですか。ではこの件は終わりました、続きまして、報告事項13 平成25年度スポーツ祭東京2013における各種行事について説明をお願いいたします。

○国体推進室長（武藤 茂） 平成25年度スポーツ祭東京2013における各種行事について御報告申し上げます。

平成25年度は、いよいよスポーツ祭東京2013の開催の都市になりました。現在確定している各種関係行事について報告させていただきます。

まず、4月19日金曜日に「スポーツ祭東京2013 昭島市実行委員会第4回総会」を市民ホールで開催させていただきます。

続きまして、6月30日日曜日に国体を盛り上げるためのスポーツ行事である「インドアペタング大会」を開催いたします。なお、参加申込みは4月15日月曜日から5月31日金曜日まででございます。募集につきましては、市広報、市ホームページまた、都ホームページ等で募集を行ってまいります。

続きまして、9月28日土曜日には、「第68回国民体育大会総合開会式」が調布市にございます「味の素スタジアム」で開催されます。

続きまして、10月3日木曜日に、軟式野球競技大会の出場県の監督、キャプテン及び競技役員が参加しての監督会議を「フォレスト・イン昭和館」で開催いたします。

そしていよいよ10月4日金曜日から7日月曜日までの4日間で「第68回国民体育大会軟式野球競技大会」を開催いたします。なお初日の4日金曜日には、午前8時より昭島市民球場において開始式、7日月曜日の決勝戦終了後には表彰式を実施いたします。

続きまして、10月8日火曜日に、「第68回国民体育大会総合閉会式」が味の素スタジアムで行われ、国民体育大会の閉幕となります。

そして、10月12日土曜日からは「第13回全国障害者スポーツ大会」が開幕し、開会式が味の素スタジアムで開催され、14日月曜日には閉会式が開会され、全国障害者スポーツ大会も閉幕いたします。

以上、現時点での確定している行事でございますが、このほかに、国体の総合開会式で使用する炬火の採火式を実施する予定でございます。また、本国体に出場される市民の方等への壮行会も開催して実施したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。この件につきまして何か御質問などございますでしょうか。

この炬火採火式というのはどういったように行われるものなんですか。

○国体推進室長（武藤 茂） これは一般的に言ったほうがわかりやすいと思うんですけど、オリンピックの聖火と同じものになります。国体の場合にはこれを炬火という名称で呼んでおります。この炬火、いわゆる聖火を採火することを採火式といいます。これは、オリンピックでは太陽光で採火する方法をとっておりますが、そのほかにも方法はございます。そういった何らかの方法で火をおこし、採火させていただきますまして、9月28日の味の素スタジアムでの総合開会式で全市町村、62区市町村が集まりまして、そこで一つの火といたしましてそれを味の素スタジアムのほうで点火をするという形を今予定しております。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。

○委員（石川隆俊） 教えていただいているいいですか。4、5、6、7と恐らく4日の間に決勝までいくわけですけど何チームぐらいやるんですか、その間。

○国体推進室長（武藤 茂） 今回国体での軟式野球競技への参加チームは32チームになっています。

○委員（石川隆俊） 全部できるんですか。

○国体推進室長（武藤 茂） 昭島だけではなくて、この軟式野球については6市で開催しておりますので、立川、八王子、府中、町田、稲城市と昭島市と。それで昭島市はメイン会場とされています。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

それでは、いよいよインドアペタンの申込期間も間近ということで、ぜひたくさんの方の応募があることを祈っております。よろしくお願いいたします。

それではよろしいでしょうか。

続きまして、報告事項14 市民会館・公民館の大規模改修工事に伴う休館中の対応について説明をお願いいたします。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 報告事項14 市民会館・公民館大規模改修工事に

伴う休館中の対応について御説明申し上げます。

市民会館・公民館大規模改修工事に伴い、4月から9月までは、館全体が休館となりますが、4月から工事期間中、館内食堂、現在喫茶室がある部屋ですが、こちらを仮事務所としまして、公民館主催事業の申込み受付、施設予約、10月以降の文化事業協会主催事業等のチケット販売などの窓口業務を行います。

なお、公共施設利用予約システム端末機と現在、公民館2階に設置しておりますコインベンダー付きコピー機、社会教育活動を行っている団体等が主に使用しております簡易印刷機などにつきましても、仮事務室横に設置いたします。

窓口の業務時間につきましては、職員の勤務を要しない日であります、火曜日を除く、火曜日が祝日の場合は翌日を除く、毎日午前9時から午後5時までとなります。

また、公民館休館中の代替施設についてですが、公民館主催の各種講座、講演会、市民大学、障害のある青年の交流講座等の各事業につきましては、各市立会館等の公共施設を使用して、ほぼ通常とおりの事業を行います。

また、休館中の公民館登録団体の活動場所としては、利用者からの要望もあり、関連各課と調整した結果、現在夜間利用のない昭和町分室の1階「いきいきルーム」及び2階男女共同参画ルーム「おあしす」の2部屋を午後5時30分から午後8時30分までを1区分とし、管理員を配置し休館中の代替施設として利用していただきます。

休館中の対応の市民の皆様への周知につきましては、広報、市のホームページ、公民館だより、また、代替施設利用方法などの詳細につきましては、公民館登録団体へのお知らせ文の配布、利用者懇談会での説明など、それぞれ適した方法で行ってまいります。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。市民会館・公民館の休館中学校の対応ということでございますが何かございますでしょうか。

これは、駐車場は全部クローズになるわけですか。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） すみません、駐車場は児童センターと共用になっておりますので、今工事関係者の仮事務所が設置してありますので、現在120ぐらいですかね。狭くなっているんですけど通常どおりです。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。ではこのチケットなど受付に来る人は車で来ることも可能だということですね。

はい、わかりました。ありがとうございました。

何かございますでしょうか。

それでは、大規模改修工事ということで、しばらくの間は休館ということですが、また改修が終わったあとは、かなりきれいになるのを楽しみにしたいと思います。

それではこれで報告事項14は終わります。

それでは、報告事項15から21については、資料配付のみとなっておりますが、

何か事務局への質問などございましたらお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 申しわけございません。報告資料 19 の、4、講師の大串夏身氏経歴ですけど、社会教育複合施設建設検討委員会委員長と記載しておりますけど、「元」がつきます。大変申しわけございませんでした。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。報告資料 19 になりますね。講師の方の経歴のところ「元」ということで訂正だそうです。よろしいでしょうか。

ほかには何かございますでしょうか。

これは 16 の、教育相談員の配置の要綱につきましては、これは変更の趣旨みたいなものはどういったことでしょうか。

○指導室長（宇都宮聡） 一枚つけてございますけれども、教育相談員、今一日ごとの配置になっているわけですけども、それを主任相談員と普通の相談員ということで、常に二人配置、教育相談室に配置するようになったということで、一つはその主任教育相談員のお給料と、それから普通の相談員の給料を上げながら差をつけたということ。それから学校教育部指導室が、学校教育指導課となりますので、その改正を行ってきたというようなそういった内容でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ということは今までは。

○指導室長（宇都宮聡） ごめんなさい、もう一つありました。もう一つは、学校配置のスクールカウンセラー、心理士を、いたんですが、来年度から全部東京都配置、全部、東京都のスクールカウンセラーの配置になりますので、それについて学校でする場合は、学校長というのを、管理するのは学校長というのを削っているとそういうことでございます。

○委員長（紅林由紀子） すみません、ちょっと理解が進まなかったんですけども、スクールカウンセラーについては、今まで各学校配置であったものが集約してどこかに配置になるという。

○指導室長（宇都宮聡） 違います。各学校に配置になっていた市のスクールカウンセラーは全廃です。全部なくします。で、東京都からスクールカウンセラーが全校に配置するようになります。教育相談室のほうが、日ごと日替わりで一人だけだったんですけども、教育相談室としての機能を高めるために、毎日 2 名で主任相談員と相談員という形で 2 名配置するような形にして、お給料を差をつけて、常に教育相談室としての機能が果たせるようにしたと、そういうことです。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ということは、教育相談室の相談機能が高まったというわけですね。はい、ありがとうございました。

そして、学校には都からのスクールカウンセラーが配置になるということで、学校側というか保護者というか、子供たちにとっては、カウンセラーがいるとい

う状況については何も変化はないというふうに受け取ればよろしいですか。

- 指導室長（宇都宮聡） そのとおりです。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。
ほかには何かございますでしょうか。
- 委員（石川隆俊） ちょっと教えてほしいんですけど、資料 20 の、図書館かな、伝統芸能「車人形」というのはどんなことか、ちょっと教えてください。
- 市民図書館長（太田 勇） 黒衣（くろご）がろくろ車に腰にかけて、ひとり使いで、人形が自分の足で地面を踏んで歩く、人形の中でも、最も人間に近い形をした人形です。
- 委員（石川隆俊） つまり車にこう、人形が乗ってて。
- 市民図書館長（太田 勇） 人がろくろ車に乗って、人形の手足を動かします。
- 委員（寺村豊通） 山車になっているんですか。山車みたいに。
- 市民図書館長（太田 勇） 山車ではなく、踏み台の下に滑車がついていて、そこに腰掛けて、人形の手足に人の手足を接合させ、動かします。
- 委員長（紅林由紀子） この間、共成小学校で見ました。
- 市民図書館長（太田 勇） 次回の教育委員会に、説明資料をもってまいりますのでよろしくをお願いします。
- 委員長（紅林由紀子） 人形は人形なんです。大きな人形があつて、それを人が後ろにくっついて動かしていくみたいな感じなんですけど。
- 委員（石川隆俊） じゃあ文楽みたいなものなの。
- 委員長（紅林由紀子） そう。それが滑車というか台車みたいなのに乗っているんです。
- 市民図書館長（太田 勇） 人はろくろ車の上に腰掛けて操ります。
- 委員長（紅林由紀子） 持ってという感じですかね。
- 委員（石川隆俊） これが昭島にあるって知らなかったです。
- 委員長（紅林由紀子） でも小学校でもそれを見せてくれる機会もありますので。

- 教育長（木戸義夫） 　いつやったんですか、それ、今年ですか。
- 委員長（紅林由紀子） 　今年に入ってから1月頃
- 教育長（木戸義夫） 　たこ上げのときに言われたんですよ。もっと広げてほしいって。
- 委員長（紅林由紀子） 　ああ、そうですか。なにか共成小の近くにそれをやる方がいらっしやるかなんかで、割と定期的に共成小の5年生がそれを見る機会があったりするんです。
- 教育長（木戸義夫） 　共成と拝三あたりでやってるんですよ。
- 委員長（紅林由紀子） 　それは真如校長先生の関係ですね。ぜひもっと機会を広めていただければと、ぜひよろしかったら「ぱれっと」のほうにも先生お伺いください。
ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。
それでは、この件については終わりたいと思います。それでは続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。
- 国体推進室長（武藤 茂） 　本日、皆様委員さんのお手元のほうにちょっと資料を置かせていただきましたけれども、スポーツ祭東京2013第9号の広報誌がつい先日できましたので、お持ちさせていただきましたのでぜひお読みいただきたいと思います。また、デモンストレーションとしてスポーツ行事、6月30日、既に報告させていただきましたが、そのインドアペタンの募集のチラシもできておりますので、参考に配布させていただきましたので御覧いただきたいと思います。
以上です。
- 委員長（紅林由紀子） 　はい、ありがとうございました。
ほかに何かございますか。よろしいですか。
それでは、続いて、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。
- 庶務課長（丹羽 孝） 　次回の教育委員会の日程でございますが、4月11日木曜日、午後2時30分から市役所、ここですけれども301会議室で行いますのでよろしくお願いをいたします。
以上です。
- 委員長（紅林由紀子） 　4月11日、午後2時30分からこの会議室ということでございます。よろしくお願いをいたします。
ほかに、よろしいですか。
それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第3回定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。

以上

平成 年 月 日

署名委員

5 番 委 員

1 番 委 員

調 整 担 当